

一般国道 1 号 近鉄四日市駅バスターミナル  
運営等事業

サービス購入料の算定及び支払い方法

令和 5 年 11 月

(令和 5 年 12 月 6 日更新)

国土交通省 中部地方整備局

一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の定める手続きにより、国土交通省中部地方整備局（以下「国」という。）が実施するものである。国は、本事業を適正かつ確実に実施した場合の対価であるサービス購入料を事業者に支払うものとし、以下にその算定方法と支払方法を示す。

なお、本記載内容において用いられる用語は、別段の定めがないかぎり「実施契約書（案）」（別紙2）に記載する用語の定義に定めるところによる。

## 第1 サービス購入料の構成

運営権存続期間中、国が事業者を支払うサービス購入料は、下記で構成される。

項目	支払いの対象となる業務又は費用	サービス購入料から控除される額
サービス購入料	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ バスターミナル運営等事業費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理費</li> <li>・運営費</li> </ul> </li>   <li>➤ その他の費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の運営費</li> <li>・保険料</li> <li>・監査費用</li> <li>・法人税等</li> <li>・事業者の税引き後利益（株主への配当等原資等）</li> </ul> </li>   <li>➤ 開業にあたり必要な初期投資額等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・諸経費</li> <li>・SPC 設立費用</li> <li>・事業者の開業に伴う諸経費</li> <li>・弁護士費用</li> <li>・その他の初期投資費用</li> </ul> </li>   <li>➤ 上記に係る消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）</li> </ul>	停留料金及びその他の利用料金の計画収入額

## 第2 サービス購入料の算定及び支払方法

### 1 支払方法の基本的な考え方

事業者は、本事業において、維持管理業務及び運営業務のサービスを事業者の責任により一体として提供するものであるため、国は提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価を一体とし、第1回目の支払いを除き、原則として事業期間にわたり平準化して支払うものとする。

### 2 支払方法及び支払い額の算定

国は、サービス購入料について、各支払期の支払金額及び当該金額にかかる消費税等を、原則として、毎回、国が事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に、かつ各年度末の翌月末までに支払う。なお、サービスの対価は、第3.「サービス購入料の改定」に規定する改定及び第4.「サービス購入料の減額措置」に定める規定による減額が行われない限り、第1回目の

支払いを除き、原則として、毎支払いに同額を支払うものとする。

第1回目のサービス購入料は、事業が初年度の途中から開始された場合には、開始月に応じて月数割での支払いとし、また、開業にあたり必要な初期投資額等を合わせ支払うものとする。

消費税等については、見積価格の合計額（税抜）に対し、その相当額を算定する。なお、支払期ごとの消費税等を算定するにあたり、それぞれ1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、契約にあたっての消費税等の差額として生じた端数は、すべて第1回支払額に合算する。

契約にあたっては、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）第2条に基づき、1円未満の端数を処理する。

## 第3 サービス購入料の改定

### 1 基本的な考え方

サービス購入料を改定する場合は、物価変動、技術革新等に伴って明らかに費用が減じる場合を含め、公共施設等運営事業に基づく民間の資金及びノウハウの有効な活用と、国民の負担を原資とする国の適正な経費負担の双方の観点に十分留意して、国及び事業者が協議して行う。

なお、要求水準の変更その他により必要に応じて、国及び事業者が協議の上、事業費の改定を行うことができるものとする。

また、改定の結果、1円未満の端数が生じた場合は、第2.2による処理を行う。

### 2 改定時期

#### (1) 改定指標の評価

毎年4月10日時点で確認できる最新の指標により評価を行う。

#### (2) サービス購入料の改定

原則として、翌年度の4月1日以降の支払いに反映する。なお、第1回目の支払額については、基本協定締結日の属する年度の4月10日の指標により、改定を行う。

### 3 改定方法

前回改定時（第1回の支払については基本協定締結日の属する年度の4月10日）の指標に対して、現指標が3ポイント以上変動した場合には、サービス購入料の改定を行うことができるものとする。実施契約締結以降、対価を改定していない費用については、基本協定締結日の属する年度の4月10日時点で確認できる最新の指標を前回改定時の指標とみなす。

#### (1) 改定指標

改定指標として使用する指標は次のとおりとする。

「企業向けサービス価格指標」：その他の専門サービス（物価指数月報・日銀調査統計局）

#### (2) 改定率及び計算方法

以下の算定式に従って年度ごとに対価を確定する。なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$AP^t = AP^m \times (CSPIn / CSPIm)$$

ただし | 今回評価時の指標 - 前回改定時の指標 |  $\geq$  3ポイント

m : 前回改定時年度（契約後未改定の場合は、実施契約締結年度）

n : 今回評価時年度

t : 今回費用改定をする対価の対象年度（t : n + 1, …、事業終了年度）

AP<sup>t</sup> : 改定前のt年度A業務の対価

AP'<sup>t</sup> : 改定後のt年度A業務の対価

CSPIn : Corporate Service Price Index（企業向けサービス価格指数）

CSPIm : 前回改定時の評価指標である、m年度の価格指数

CSPI<sub>n</sub> : 今回改定時の評価指標である、n年度の価格指数

上記の算定式に従って、計算例を示すと次のとおりとなる。

(計算例)

前回物価改定時（又は初回支払い時）である令和12年度の支払いが100万円、前回改定時の指標である令和11年度の指数が90、令和13年度の指数が108の場合：

令和14年度の改定率（令和13年度の物価反映）

$$= \text{令和13年度指数} [108] \div \text{令和11年度の指数} [90] = 1.2$$

令和14年度の対価（改定後）

$$= \text{令和12年度の対価（改定前）} [100 \text{万円}] \times 1.2 = 120 \text{万円}$$

#### 第4 サービス購入料の減額措置

国は、運営権存続期間にわたり、本事業の実施に関する各業務及び経営管理状況の業績等の監視を行い、「要求水準書」に定められた要求水準が達成されていない場合は、サービス購入料の減額等を行う。減額等の措置の詳細については、「業績等の監視及び改善要求措置要領」によるものとする。